

第4章

子供・若者の成長のための 社会環境の整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 家庭教育支援（文部科学省）

家庭は、子供の健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

文部科学省は、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」により、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している（平成30年度は539市町村の5,291か所で実施）（第4-1図）。また、「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（訪問型家庭教育支援等）」を地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った（平成30年度は6府県で実施）。

また、平成29（2017）年度より「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を実施し、地域における家庭教育支援活動の一層の推進を図っている。

さらに、平成30（2018）年度は、地域で「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際、チームの組織づくりが円滑かつ効果的になされるよう必要な視点等を整理した「家庭教育支援チーム」の手引書を作成した。

令和元（2019）年度も、保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援の基盤整備や、様々な課題を抱えた家庭に対する訪問型家庭教育支援のより一層の推進を図ることとしている。

第4-1図 家庭教育支援チーム

(1) 保護者会での学習講座の様子



(2) 子育てサロンの様子



（出典）文部科学省資料

2 地域と学校が連携・協働する体制の構築（文部科学省）

文部科学省は、平成29（2017）年3月に改正された「社会教育法」（昭24法207）及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭31法162）を踏まえ、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」と、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全国的に推進している。

地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」は、平成30（2018）年11月現在で6,190本部が整備されている。

地域学校協働活動については、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民等と学校との情報共有を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われたことを踏まえ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進している。地域学校協働活動の推進を通じて、地域の将来を担う人材が育成されるとともに、学校を核とした地域住民のつながりが深まり、自立した地域社会の構築・活性化につながっていくことが期待される。また、地域学校協働活動を推進することは、「社会に開かれた教育課程」の実現や、学校における働き方改革にも資するものである。

また、コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認を行うとともに、学校運営への必要な支援についての協議などが行われており、コミュニティ・スクールを導入している学校は、平成30年4月1日現在、前年度から1,832校増えて、5,432校に広がっており、着実にその導入が進んできている。さらに、学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することで、日々の教育活動や地域学校協働活動の成果や課題の共有や取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルを充実させていくことが期待される。

文部科学省においては、平成30年度も、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの体制づくりへの支援に係る補助事業を行うとともに、一層の普及・啓発を図るため、コミュニティ・スクール推進員やコンサルタントの派遣といった施策も進めている。

COLUMN No.5

「となりカフェ」：いつでも君のそばに ～居場所づくりを通じた教育と福祉の連携における大阪府立西成高校の取組～

不登校や中退を予防するためには、学校だけではなく、家庭、地域、関係機関が官民を問わず、連携して対応することが重要である。ここでは、教室での集団生活に馴染めない生徒や学校内に居場所がない生徒のための居場所を民間団体と連携して提供している大阪府立西成高校の取組「となりカフェ」を紹介する。

「となりカフェ」は「家でも学校でもない第3の居場所」として西成高校内で運営されているもので、平成24（2012）年度に大阪府の委託事業の一環として開所された。教師でも親でもない「第3の大人」であるスタッフとの交流を通じて生徒との信頼関係を構築することで、生徒の不登校や中退を予防しようとする取組を支援するものである。普段接している「指導する立場の大人」である教師とは異なり、悩みに寄り添い「話を聴いてくれる大人」と接することで、生徒は徐々に表情が柔らかくなり、欠席の日数も減ってくる。「となりカフェ」利

用者の中退率は、同校全体の中退率に比べて4分の1程度とかなり低いという。

「となりカフェ」では、服装や食生活など生徒の細かい日常を垣間見ることができる。現在は週2回の頻度で開催されているが、生徒とスタッフの間では密なコミュニケーションが可能であることから、貧困や虐待など困難な環境下にある生徒を見つけやすい。スタッフは、「となりカフェ」で発見した課題を教師やスクールソーシャルワーカーなどと共有するほか、生徒が希望すれば、支援が必要な生徒を学校外の福祉機関に橋渡しするなど、福祉と教育が連携する中間支援的な役割も果たしている。開所されてから6年を経て、西成高校の教員とスタッフは日常的に綿密な連携をとるようになっており、早急に対応できる体制が構築されてきている。

また、となりカフェではアート作品の創作など芸術に関する体験活動も企画されている。こうしたイベントが困難な環境下で染みついてしまった狭い価値観から生徒が脱却するきっかけとなり、虐待や貧困からの脱出へつながることもある。また、「コミュニティ」における活動を体験する機会ともなっている。

となりカフェのように、学校をはじめとした教育機関がNPO法人等による支援活動を受け入れている事例はそれほど多くない。しかし、こうした教育と福祉が連携した取組は、不登校や中退などの課題を解決する手段として大きな可能性を秘めていると考えられる。



(アート作品の創作)



(スタッフとの会話の様子)

3 地域全体で子供を育む環境づくり

(1) 放課後子ども総合プランの推進（文部科学省、厚生労働省）

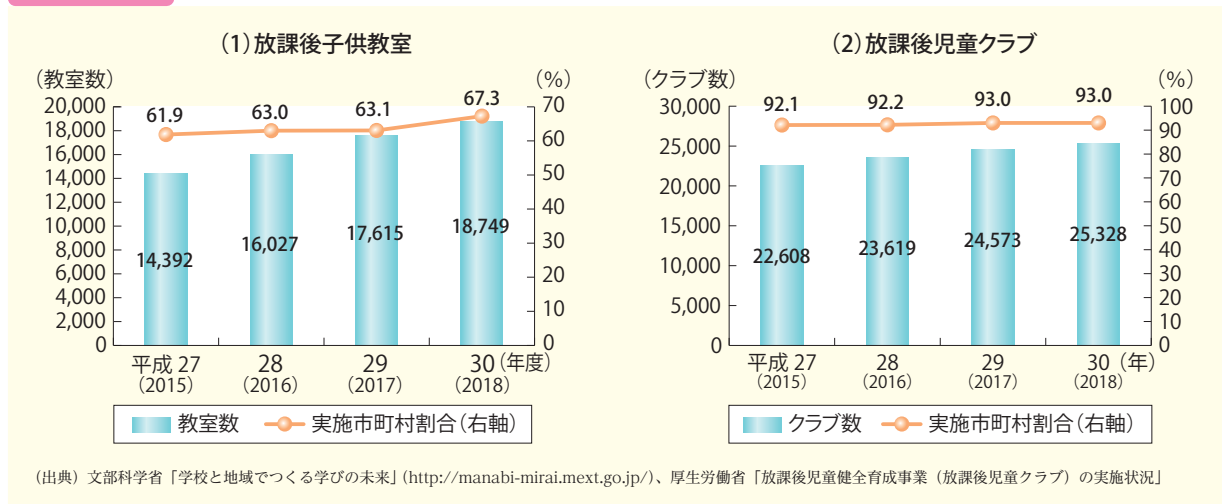
共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26（2014）年7月に厚生労働省と文部科学省が共同で「放課後子ども総合プラン」を策定した。同プランでは、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進するほか、令和元（2019）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備すること、全小学校区（約2万か所）で一体的にまたは連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。さらに、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げるこれらの目標を1年前倒しして、平成30（2018）年度末までに達成することとしている。

全ての子供を対象に、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、平成30（2018）年11月現在、1,171の市町村で

18,749教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」¹は、平成30年5月現在、1,619市町村で25,328か所実施され、1,234,366人の児童が登録されている（第4-2図）。量的整備は進んできたが、一体型は、平成30年5月現在、4,913か所にとどまっている。

については、文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）に基づき、令和5（2023）年度末までに、放課後児童クラブについて、約152万人分を整備すること、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指すこととしている。

第4-2図 「放課後子ども総合プラン」の実施状況



(2) 中高生の放課後等の活動の支援（文部科学省、厚生労働省）

小学生のみならず、中学生・高校生等も含め、放課後に全ての子供たちが安心して、多様な学習・体験活動ができるよう、地域全体で取り組んでいくことが重要である。

文部科学省では、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進しており、その一環として、中学生、高校生等に対して、地域住民の協力等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を推進している。平成30（2018）年度は全国2,995か所で実施した。

厚生労働省は、地域における中学生・高校生の活動拠点としての機能をもつ児童館の整備を推進している。

(3) 地域で展開される多様な活動の推進

ア 環境学習（文部科学省、環境省、農林水産省）

子供を含めた一人一人が環境問題に関心を持ち、自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくためにも必要である。

環境省をはじめとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15法130）（以下「環境教育等促進法」という。）と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成30年6月閣議決定）に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している²。

1 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/houkago-jidou.html>
 2 https://edu.env.go.jp/files/basic-policy_20180626.pdf

環境省は、「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)³の視点を取り入れた環境教育により地域で推進するリーダーとなる人材の育成に努めているほか、環境教育等促進法に基づく「体験の機会」の拡充に向けた取組を行っている。

文部科学省は、子供がその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育を推進している。小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、社会や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図るとともに、太陽光発電設備などを環境教育に活用するエコスクール(環境を考慮した学校施設)の整備や、青少年教育施設における豊かな自然環境を活用した体験型の環境学習の機会の提供を行っている。

農林水産省、文部科学省、環境省は、関係団体と連携して、次代を担う高校生と森や海・川の名人との交流を通して、その技や人となりを聞き書きし、成果を発信することにより、青少年の健全育成等を図るための「聞き書き甲子園」を行っている。

イ 自然体験(文部科学省、農林水産省、環境省)

文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めめるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。平成26(2014)年度から、地域において家庭、学校、青少年関係団体、NPOなどをネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施などを円滑化するためのプラットフォームの形成を支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている(国立青少年教育施設の実施については、第4章第1節3(5)ア「青少年教育施設」を参照)。

林野庁は、森林内での様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を推進しており、関係団体と連携し、学校における身近な森林を活用した環境教育の活動を広げるための情報交換等を行う「学校の森・子どもサミット」を行っている。また、国有林野事業では、学校などと森林管理署長などが協定を結び、自然体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定を進めている⁴(第4-3図)。平成29(2017)年度末現在、学校などとの協定により、国有林野内において154か所の「遊々の森」が設定されており、総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場としても利用されている。

3 ESDとは、環境や防災、国際理解等の様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことである。

4 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

第4-3図 「遊々の森」の活用事例



森林教室



葉っぱの仮面づくり



植樹体験



測樹体験

(出典) 林野庁ホームページ (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html)

このほか、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を行う緑の少年団が日頃の活動状況を発表し、相互の研鑽を図る全国緑の少年団活動発表大会等に対する支援を行っている。

環境省は、国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより、子供たちに自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供するとともに、インターネット等を通じ様々な自然とのふれあいの場やイベントなどに関する情報を発信している。

ウ 警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供（警察庁）

警察は、少年⁵の規範意識の向上と社会との絆の強化を図る観点から、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動をはじめとする少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室をはじめとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

エ スポーツへの参加機会の拡充（文部科学省）

文部科学省では、スポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援している。

オ 文化芸術活動の推進（文部科学省）

子供が豊かな心や感性を育むためには、学校教育の場で優れた文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

文部科学省は、オーケストラなどの実演芸術の鑑賞や文化芸術団体によるワークショップをはじめ実演芸術に身近に触れることができる機会の提供⁶や、子供たちが親とともに民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等について、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対する支援⁷など、子供の文化芸術体験活動を推進している（第4-4図）。

5 「少年法」（昭23法168）第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

6 <http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

7 <http://oyakokyoshitsu.jp/>

第4-4図 文化芸術体験活動



(出典) 文化庁資料

カ ^{はな}育活動の推進（農林水産省）

農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花壇作りやフラワーアレンジといった花や緑との触れ合いを通じて子供に優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。平成30（2018）年度は、地域において、小中学生と花きの生産者等が交流する花育活動の実施に対する支援を行った。

キ 都市と農山漁村の共生・対流の促進（内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省は、子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、都市農村交流の取組を推進している。

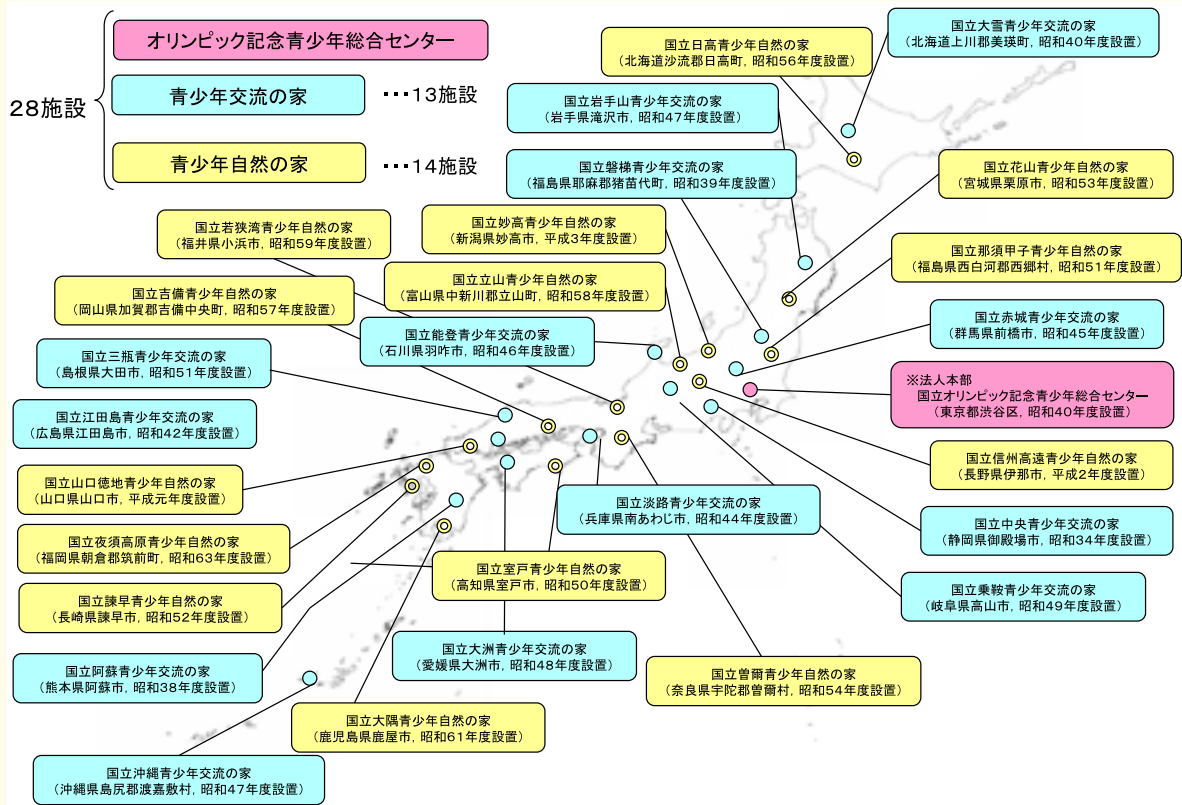
(4) 体験・交流活動等の場の整備

ア 青少年教育施設（文部科学省）

青少年教育施設は、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、子供や若者が行う自主的な活動の支援により、青少年の健全な育成や青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設である。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設（全国28施設。第4-5図）を通じて、様々な体験活動などの機会を提供しており、平成29（2017）年度は約510万人に利用されている。また、教育的研修支援や青少年教育に関する調査研究等を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

第4-5図 国立青少年教育施設



(出典) 文部科学省資料

イ 都市公園 (国土交通省)

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成や都市住民の様々な余暇活動の場の提供のため設置されており、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、子供や若者をはじめあらゆる世代が交流を図ることができる場である。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している⁸。

ウ スポーツ活動の場 (文部科学省)

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設⁹は、青少年をはじめとする地域住民の日常スポーツ活動の場であり、近年のスポーツニーズの多様化・高度化に伴い、魅力的な施設づくりが望まれている。国民の日常生活における体力づくりやスポーツ活動の場や子供の身近な外遊びの場が不足している今日、地域住民の最も身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を地域住民に対し積極的に開放することも望まれている。

文部科学省は、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実を図っている。

エ 自然公園 (環境省)

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の

8 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

9 全国に体育・スポーツ施設は約19万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約61%、公共スポーツ施設が約28%、民間スポーツ施設が約8%、大学・高専体育施設が約4%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設についてみると、最も設置数の多い施設は体育館で、約32,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約30,000か所、水泳プール(屋外)が約23,000か所、庭球場(屋外)が約8,000か所となっている。

保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されており、子供や若者をはじめ広く国民の自然とのふれあいや野外活動の場として重要な役割を果たしている。平成30（2018）年度末現在、国立公園34か所¹⁰、国定公園56か所、都道府県立自然公園311か所が指定されている。平成28（2016）年における自然公園の利用者は、延べ約9億人に達している。

環境省は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応するため、平成30年度は、29の国立公園において直轄事業を行い、46都道府県の国立・国定公園では自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金を交付し、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備や既存施設の長寿命化対策を推進している。このほか、環境学習・保全調査や過去に損なわれた自然環境を再生するための自然再生事業、新宿御苑などの国民公園における施設整備を実施し、広く国民に供している。

オ 水辺空間の整備（文部科学省、国土交通省、環境省）

国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』を実施している。「子どもの水辺」は平成30（2018）年度末時点で、305か所が登録されている。市民団体や教育関係者、河川管理者が一体となった取組が行われているほか、「子どもの水辺サポートセンター」¹¹による水辺

の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介といった支援を行っている（第4-6図）。安全確保や親水空間確保のための水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」¹²により、水辺に近づきやすい河岸整備などを実施している。

カ レクリエーションの森の整備（農林水産省）

林野庁は、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供するため、自然休養林などの「レクリエーションの森」¹³の活用を推進している（第4-7図）。平成30（2018）年4月1日現在、全国881か所、34万ヘクタールをレクリエーションの森として設定しており、平成29（2017）年度には延べ1億4千万人が利用している。また、この中でも特に優れた景観を有する等、地域の観光資源として潜在能力の高い93箇所を平成29年に、「日本（にっぽん）美しの森 お薦め国有林」として選定し、ホームページ¹⁴等で各地域の特徴や体験できるアク

第4-6図 子どもの水辺サポートセンター



（出典）子どもの水辺サポートセンターホームページ
<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid156.html>

第4-7図 レクリエーションの森
 （自然観察教育林）



（出典）林野庁ホームページ
http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html

10 <http://www.env.go.jp/park/>

11 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進・支援組織として公益財団法人河川財団内に設立されている。<http://www.kasen.or.jp/mizube/>

12 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/gakkou/>

13 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html

14 「日本美しの森 お薦め国有林」の見どころ、楽しみ方、旬の情報等を発信している。http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html